

高知県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金  
(民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業)

**【平成 26 年度募集要綱】**

平成 26 年 3 月  
高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課

## 1. 事業の目的

再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、「高知県グリーンニューディール基金」を造成し、民間企業等が所有する避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

## 2. 募集期間

平成26年4月1日（火）から平成26年4月30日（水）まで

## 3. 事業の期間

補助対象となる事業期間は、平成26年度中に補助事業（導入工事及び実績報告書の提出）が完了するものとします。

また、本事業は、原則、単年度事業を想定しており、事業の完了は、原則として事業実施年度の3月31日までとなります。

補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結を含む）している事業は対象となりません。

## 4. 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は以下のとおりです。ただし、④～⑥については、県又は市町村防災計画に位置付けられている施設、又は位置付けられる見込みの施設、もしくは県又は市町村との間で防災に関する協定を締結している施設とします。

- ①医療施設
- ②公共交通機関の施設
- ③私立学校
- ④宿泊等施設
- ⑤コンビニエンスストア
- ⑥福祉避難所
- ⑦その他知事が認める施設

## 5. 補助対象事業

### （1）導入設備の規模等について

対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、事業の対象となる施設において必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備を導入する事業とします。

そのため、災害時に必要とする電気設備の電力量が、防災拠点等として機能するための最低限必要な量であり、その電力量を賄う再生可能エネルギー等設備の規模が適切であることが必要です。

例えば、太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合には、必要な電力量等を「導入量算定シート」（様式2）に記入していただき、適切な規模を算定するようにしてください。算定にあたっては、あると便利な設備ではなく、災害時に果たす役割に応じた設備としてください。

また、災害時に最低限必要な電気設備を下記のとおり例示していますので、災害時に、これ以外の

電気設備が必要であると考えられる場合は、「災害時に使用が必要な電気設備の理由シート」（様式3）に理由を記載してください。

災害時に最小限必要な電気設備の例

施設区分	最小限必要な電気設備の例
医療施設	テレビ、ラジオ、パソコン、プリンタ（複合機）、データサーバー、照明機器、館内放送機器、携帯電話充電器、電話、扇風機、エアコン、冷蔵庫、医療用機器（生命維持に関する機器以外の機器に限る）
公共交通機関の施設 私立学校	テレビ、ラジオ、パソコン、プリンタ（複合機）、データサーバー、照明機器、防災無線、館内放送機器、携帯電話充電器、電話、扇風機
宿泊施設等 コンビニエンスストア 福祉避難所	テレビ、ラジオ、パソコン、プリンタ（複合機）、データサーバー、照明機器、館内放送機器、携帯電話充電器、電話、扇風機、エアコン、冷蔵庫

(2) 改修工事における附帯工事の範囲について

本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限の範囲であれば、本事業の対象となります。

(3) 既存設備の撤去に係る工事費について

再生可能エネルギー発電設備等の設置にあたって直接必要な整地等に係る必要経費は、対象とします。なお、本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

(4) 施設の耐震化について

再生可能エネルギー発電設備等を設置した場合でも十分な耐震性を有する施設に対する設置を前提とするため、新たな耐震工事については対象外となります。

(5) 新築又は増築する場合の取扱いについて

新設又は増築する施設に、再生可能エネルギー等設備を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくまでも再生可能エネルギー等設備の導入に係る部分のみが対象となるので、設計費等の本体工事と契約上等で区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

(6) 自家発電機を備え付けた施設への再生可能エネルギー発電設備等の追加整備について

自家発電機を備え付けた施設であっても、再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併せて導入する場合であって、施設規模等から重要度が高いことや、既設の発電機器の更新時期が間近である等、合理的な理由があれば対象施設として認められます。

(7) 計測器等の取扱いについて

発電量等の事業効果を把握するための計測器については補助対象となりますが、パソコンや「見える化」のためのモニター等は補助対象外となります。

## 6. 事業の対象となる設備

事業の対象となる設備は以下のとおりとします。

なお、電力遮断時に夜間電力を確保する必要があるため、太陽光発電設備を設置する場合は、同時に蓄電池を設置する必要があります。

また、すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも事業の対象となります。

### (1) 再生可能エネルギー発電設備

①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷熱等）

### (2) 再生可能エネルギーに附帯するもの

①蓄電池、②街路灯・道路灯（ただし、再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED 街路灯や調光機能を有するLED 等長寿命の街路灯に限る）、③屋内高所照明（点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯をLED 灯等長寿命の照明に更新する場合に限る）、④高効率照明・高効率空調（再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る）、⑤その他（燃料電池等）

## 7. 補助対象経費

設計費、本工事費、附帯工事費、機械器具費、その他必要な経費で知事が承認した経費

ただし、原則、消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

なお、三者以上から見積書を徴収するなど、補助対象経費の低減に努めてください。

## 8. 補助対象者

県内に工場、事務所等の事業用施設を有する法人格のある事業者

（個人や任意団体は対象となりません。）

## 9. 設置費用の費用対効果について

原則として、太陽光発電設備の設置については、1kWあたりの設置費用が100万円以下となるようにしてください。また、蓄電池については、1kWhあたりの設置費用が65万円以下となるようにしてください。ただし、特段の理由がある場合を除きます。

## 10. 補助率

総事業費から寄附金その他収入の額を控除した金額の1/3以内（ただし、1,000万円を上限額とします。）

## 1 1. 事業計画書の提出

補助を希望する事業者は、下記書類を提出してください。

- ①事業計画書（様式1）
- ②導入量算定シート（様式2）
- ③災害時に使用が必要な電気設備の理由書（様式3）
- ④業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料
- ⑤地域防災計画に導入施設の位置付けがある場合や、県又は市町村との間で防災に関する協定を締結している場合、協定書の写し又は該当ページの写し

### 【提出期限】

平成26年4月30日（水） ※17時必着

### 【提出先・問合せ先】

郵送または持参のうえ、紙ベースで2部を下記提出先に提出してください。

### 【提出先・問合せ先】

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課 グリーンニューディール基金事業担当

電話：088-821-4538

FAX：088-821-4530

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 1 2. 補助事業の決定方法

提出のあった事業計画書を基に、「高知県グリーンニューディール基金事業評価委員会」での審査を経て、補助事業を選定し、提出者に通知します。

選定された事業計画について、改めて補助金交付申請書を提出していただき、正式に補助金交付決定を行います。

## 1 3. 事業採択の必須条件

- ・民間事業者が所有し、県内に所在する施設であること。
- ・設備を導入する施設が耐震性を備えていること。
- ・太陽光発電設備導入の場合、蓄電池を既に導入している、または同時に導入すること。
- ・蓄電池のみ設置の場合、再生可能エネルギー発電設備を既に導入していること。
- ・施設の規模や収容人数に対して、導入する再エネ設備や蓄電池の規模が適正であること。
- ・自家発電設備を備え付けた施設については、施設規模から重要度が高い場合や、既設の発電機器の更新時期が間近である等、合理的な理由があること。

- ・その他、県及び環境省の交付要綱、実施要領、取扱い等で認められる事業であること。
- ・平成 24 年 12 月 10 日公表【高知県版第 2 弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測における L 1（発生頻度の高い一定程度の地震・津波）の場合の津波において、導入施設の防災拠点や避難所としての機能が維持できること。（施設の防災拠点や避難所と位置付けているフロア（部屋）が浸水しないこと、なおかつ導入する設備が非常用電源として活用できること。）

#### 1 4. 余剰電力の売電について

本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、専ら自家消費によるものとしますが、施設の閉館日や休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれることから、電力会社との個別契約において価格等を決定し、売電することは可能です。

ただし、再生可能エネルギー発電者によるインシヤルコストを勘案して高価格での買取義務を定めている固定価格買取制度を活用して売電は行うことはできません。

#### 1 5. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

#### 1 6. 事業実績の報告義務

補助金の交付を受けた補助事業者は、県に対し事業実施による発電電力量、消費電力の削減量、CO2 削減量等を報告する必要があります。（具体的な報告方法については、別途通知します。）

#### 1 7. 選定等のスケジュール（予定）

- ・ 4 月 30 日（水） 募集締め切り
- ・ 5 月上旬 個別ヒアリング（必要に応じて）
- ・ 5 月下旬 高知県グリーンニューディール基金事業評価委員会開催  
補助事業の選定、通知
- ・ 6 月 補助金交付申請受け付け開始
- ・ 7 月 補助金交付決定、通知